

FIT 法省令改正における 2 つの重要論点

以下、FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）の省令改正は、法の趣旨そのものを毀損しかねない論点を含んでいるのではないかと。

1. 「接続可能量」という実質的な制約キャップの出現の問題

(1) 「接続可能量」という用語・概念

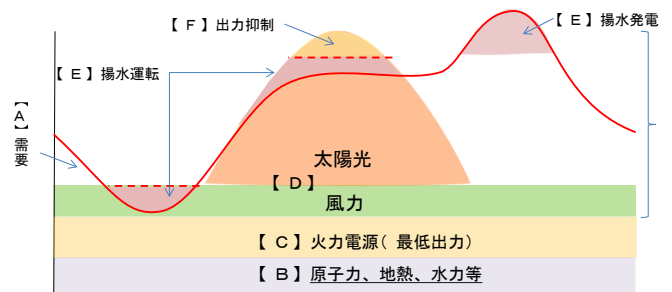
- ① さまざまな仮定のもとでの「系統制約」の視点のみからの「試算値」にすぎない
- ② 実質的に「上限キャップ」として運用される
- ③ 結果として自然エネの多様な「恩恵が制約」される問題
- ④ さらにこれが政府としてのエネルギー需給見通しの「制約」とされる問題

(2) 算定的前提条件に関する問題

- ① 過大な太陽光・風力出力算定 (2σ)
- ② 過大な原子力想定(震災前30年平均)
- ③ 過大な火力電源最低出力

(3) 自然エネルギー導入への努力不足

- ① 広域運用の不活用
- ② 最小限の他社連系線活用
- ③ 気象予測の不活用
- ④ デマンドレスポンス(需要抑制)の不活用
- ⑤ 分散電源の不活用



2. 事業の公正さおよび金融の視点の欠けた「出力抑制」の問題

(1) 出力抑制自体は必要な施策、とくに時間単位への移行は良い改正

(2) 最大の問題点は、事業の公正さおよび金融の視点が欠けていること

- ① 無償での出力制御(太陽光360時間、風力720時間、約8%)は過大すぎる
- ② ファイナンスがつかない時間制限のない無補償で□出力制御(指定電気事業者制度)

(3) 原則は出力制御に対して「補償」を前提とする公正な制度とすべき

- ① 出力制御は系統運用の一環であり、系統費用(総括原価)に計上すべき

資料. 再エネ普及に係る日独政策比較

項目	ドイツ	日本 (12/18 政府方針)	備考 (日本・方針関連)
FIT 価格決定時期 (注1)	発電開始の日	接続申込時 (FIT 認定時) →接続契約時	
FIT 利用率 *有無 *風・太陽出力の前提	なし (太陽光は設定) 実績値を基にシミュレーション	接続可能量という枠、風力枠 追加接続枠発生時に要検討 確率的手法による試算 (2σ)	例: 地熱・水力等に配慮
系統運用 *優先性 *上下双方向流通 *広域連系線活用	あり: 接続、送電、給電 実施 実施	実質なし 上→下の一方通行の思想強い 制約多い	試算上火力運用に配慮 規制緩和で限定的に可能 中長期的検討の問いかけ
系統増強 *コスト負担 *容量制約理由の拒否	送配電会社 不可	再エネ事業者 可	中長期的検討の問いかけ 中長期的検討の問いかけ
需給調整 *責任者 *調整手段	送配電会社 (注2) Flexibility (注3) 活用 -市場取引を活用	一般電気事業者 火力、揚水、出力抑制	分離後は送配電会社 連系線は個別調整分のみ
出力抑制 *優先給電 *対象範囲 *抑制基準 *停止量の補償	再エネ抑制は最後 全体 なし 補償あり (注2)	優先性なし 500kW以上→全体 30日→360hr (太)、720hr (風) 30日超は補償→無制限無補償	中長期的検討の問いかけ 今後の受付から (注4) 今後の受付から (注4) 接続枠超の申請 (指定事業者)
市場原理導入: 入札制	新事業より -大規模太陽光から段階的に	追加接続枠発生時に要検討	例: 非住宅太陽光

(注1) 赤字は今次資源エネルギー庁検討項目 (12/18発表)、青字は風力の扱いに要留意

(注2) 需給調整のための介入・出力抑制の順序

①系統運用措置: 逆潮流 (Negative-Virtual-Load)、給電発電所変更 (Redispatch) 等、②市場的措置: 需給調整契約に基づく負荷の活用や発電の出力抑制、③在来電源に対する出力抑制 (経済補償なし)、④再エネ電源の出力抑制 (損失収入の95%補償)

(注3) Flexibility: 調整電源 (火力、水力、原子力等)、蓄電池 (揚水等)、連系線、需要家反応、出力抑制等

(注4) 既存に訴求する追加接続効果は大きいとし、パブコメ如何では既存事業に訴求できるとの含み。

【出典】山家公雄『「再エネ再接続」政府が検討したこと、しなかったこと 再エネ接続再開に向けた政府方針について (2)』日経ビジネスオンライン 2015年1月8日

http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20150105/275788/?n_cid=nbprbo_leaf_bn